

ゆるぽ

HuRP通信
2012年

2月号 (第66号)

<http://www.hurp.info>



2月4日、とても寒い日曜日、経済産業省前の「脱原発テントひろば」に立ち寄りしました。

テントのなかでおしゃべりをする人たち、ある人は本を読み、そのうち外で歌い出す人も。休日なので人通りは多くありませんが、立ち止まって看板を読んだり、歌を聴いたりする人もちらほら。

2011年9月11日に、経産省を取り囲んだ「人間の鎖」をきっかけに始まり、19日の集会に向けてのつもりだったにも関わらず、脱原発を訴える人たちの、まさにひろばとなって今に至っています。



立ち入り禁止の紙は、丁寧にパウチ済み。左は防火管理者からの「警告」。

福島のお母さんたちに心を寄せて、また、ここにきてなお「原発を止める」と言わない政府への怒りに突き動かされて、このテントで寝泊まりをしながら、非暴力の抗議行動を行ってきた方々に対し、1月24日、枝野経産相は「防火上の理由」を挙げて、退去命令を出しました（1月27日17:00期限）。

テントひろばの呼びかけに応じ、退去処分の撤回を求める3万8716人の署名が集まり（avaaz.orgの「福島のお母さんたちと立ち上がる数時間」参照）、経産省へと送られました。

1月27日当日は、16時頃から人が集まり、最終的には700人を超えたそうです。警察は来たものの実力行使はなく、

「ひとまず、勝った。あれだけの人が集まれば、できないでしょう。経産省が撤去しなく

てはならないのは、私たちではなく、原発のほう。全国各地から、また海外からもメッセージが寄せられて力になりました。」

第一テントの芳名帳に名前を書き、第二テントでこたつに入って静岡から来た女性と話をしていたら、上記の話をしてくれた男性が、テントの外で外国人旅行者と大盛り上がり。

前の週には福島的女性たちが踊りを披露しに来たときのレポート読みながら、ここは原発に反対するさまざまな人々の思いをつなげ、表現する象徴的な場になっているということを実感しました。

「2012年9月11日までは、テントひろばは続けるつもりです。もちろん、政府が原発を止めると決めれば別です！」

「富山イタイタイ病」のたたかいから学ぶ

第 1 回

——福島第 1 原発事故のどう向き合うか

HuRP では人権を守るたたかいに学ぶ活動の一環として、2009 年 11 月末に「富山イタイタイ病」の調査のために、富山県富山市を訪問しました。

そのときは、「富山イタイタイ病」裁判の勝利を記念して、1976 年 5 月に「イタイタイ病対策協議会」が婦中町荻島（現:富山市婦中町荻島）の被害地域に建設した清流会館を訪問し、たたかいの歴史と内容を調査しました。

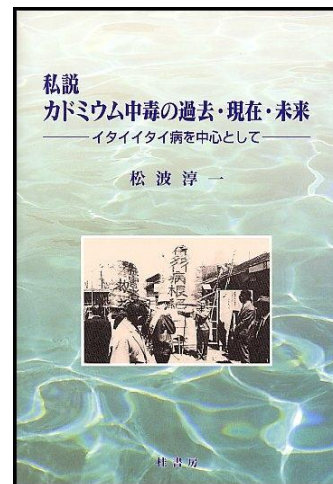
その調査から約 2 年が過ぎました。その間、2011 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、同時に東京電力・福島第 1 原発の事故が起こりました。あれから 1 年が経ちましたが、残念ながら、未だに人的にも物的にも復旧、復興政策は個人の生命、生活権を軽視した視点で思考されており、それ自体も進んでいるとは言い難い状況が続いています。

HuRP では、3.11 を経験し、改めて、以下のような視点から「富山イタイタイ病」の調査を今年度の活動の 1 つとして位置づけることにしました。

◆ 福島第 1 原発事故と 1960 年代の公害問題に共通するもの ——人間軽視と企業の利潤追求、責任回避の姿勢

福島第 1 原発事故は收拾への見通しが見えないばかりか、事故から今に至るまで原発からは放射能が大量に拡散し、福島をはじめとして多くの地域が危険にさらされたままの状態です。この 1 年間、私たちは一人ひとりの命がないがしろにされているという現実の中にいます。しかもそのことの持つ重大性を政府をはじめとした国家権力や福島第 1 原発事故の責任を負う東京電力は、まったく認識していません。

人の命をないがしろにし、企業の利益を優先して追求し、その原因を隠蔽しながら、責任を回避する東京電力の姿勢は、1960 年代の高度成長期に様々な公害を垂れ流し多くの住民に多大な被害を与えながら、責任を回避し続けた当時の大企業の姿勢と全く同じものといわざるを得ません。



詳しく知りたい方は、松波淳一『私説 カドミウム中毒の過去・現在・未来——イタイタイ病を中心として』が分かりやすい。

つまり企業が利益を優先するために、人の命を軽んじる。そのことを容認する政府、という構造は、1960 年代に顕在化した公害問題と全く同じ構造なのです。

今日でも政府や利潤最優先とする企業が存在しているという事実を福島第 1 原発事故は、「証明」したともいえます。この国は未だに一人ひとりのいのちを大切にす人権意識が定着していない、この現実を受け止めなければなりません。

◆ いま、公害に対するたたかいを知ることの意味

しかし、こうした現実だからこそ、被害者一人ひとりが「怒り」と自らの命を尊さをかけ、現在よりも情報が明らかにされないという困難な中で、企業の直接責任と社会的責任を明らかにさせたたたかいから学ぶことが大切です。それが四大公害裁判（「富山イタイタイ病裁判」「熊本水俣病裁判」「新潟水俣病裁判」「四日市公害裁判」）です。これらのたたかいは、被害者の救済にとどまらず、憲法が

示す人権の実現の具体的なたたかいでした。

それは公害を発生させた原因は大企業にあると裁判所に認定させ、被害者の補償と政府に不十分ながら、公害防止のための諸法律を制定させたものでした。この四大公害に対する人々の日常的なたたかいと裁判におけるたたかいは、いま福島で起きていることにどう立ち向かうべきかを教えてください（各裁判の記録は書籍やHPで詳しく知ることができます）。

（つづく）

今月のHuRP



『3.11 と憲法』 2012年3月、日本評論社より刊行

編著者＝森英樹（名古屋大学名誉教授）・白藤博行（専修大学教授）・
愛敬浩二（名古屋大学教授） 定価は1995円。

◆ 3.11 で問われたものは

2011年3月11日の東日本大震災と福島第一原発事故。私たちは、何を失い、何に気づかされたのでしょうか。

それは、まず私たち自身が、3.11以前に現実に行進していた、人のいのちをないがしろにする日本社会に真摯に向き合ってこなかったという事実です。そしてそのことへの反省から出発し、失われたいのちの重みを受け止め、これから

何が必要かを考え、行動するしかない、ということではないでしょうか。

少数者の権利が侵害されているいま、憲法こそ指針です。

本書は3.11以降、現在まで続くさまざまな問題に対し、憲法を基軸とし、「個人の尊重」「生存権、生活権」が実現する社会を作るために、「一人ひとりがどう考え、行動し、共有するか」という視点で構成されています。

Iでは、具体的な場面で、被災者・個人・主権者の立場から確認し、IIでは、人権を保障すべき統治機構がどう対応したのかを検証し、IIIでは、「人間の復興」に向けて、「怒り」を「希望」に転換する展望を示します。

もうすぐ、3.11から1年が経とうとしています。この1年を、今一度憲法の視点から点検し、「個人の尊重を基盤とする社会」にむけてどう行動すべきか、考えてみる時ではないでしょうか。

（A）

（執筆）

森 英樹（名古屋大学名誉教授）
今野順夫（福島大学名誉教授）
三浦俊章（朝日新聞論説委員）
津久井進（弁護士）
安齋育郎（安齋科学・平和事務所所長）
井戸謙一（弁護士）
愛敬浩二（名古屋大学教授）
棚澤能生（早稲田大学教授）
大田直史（京都府立大学教授）

武藤類子（ヒロアクション福島原発40年）
富田 哲（福島大学教授）
小澤隆一（東京慈恵会医科大学教授）
水島朝徳（早稲田大学教授）
首藤重幸（早稲田大学教授）
小出裕章（京都大学助教）
白藤博行（専修大学教授）
渡辺 治（一橋大学名誉教授）
下山憲治（名古屋大学教授）

東日本大震災と福島第一原発事故は、私たちの生きる社会と憲法に、さまざまな問題を、今も鋭く問いかけ続けています。

人間のいのちを粗末に扱う社会の大きな動きに対し、私たちは、自分のいのちを大切に、人任せにせず、「怒り」を基底にしながら、希望ある社会のありかたを求めていかなければならないと思います。

この本は、これらの問いに憲法の理念から応えていこうとするものです。

♪ オノQの今月の一曲 ♪

“White Riot”（The Clash, 1977）

・そのロック本物ですか？

ロックの歴史には「パンク以前・以後」という区分けがあるほど、パンクという音楽は重要視されています。なぜなのでしょう？

黎明期から初期のロックが体現したのは、反逆、批判、弱者、脱線といったキーワードに示せるような「アウトサイド」な性格でした。「歳とる前に死にたいぜ♪」と歌われるように、若者による社会への反逆などが代表例でしょう。そこでは周縁者たる自らの正当性を、対抗する文化にぶつけることで、ロックという音楽が成立していたといえます。しかし、その後のロックを取り巻く環境は、前衛的な芸術性へ向かうもの、シンプルな娯楽性を目指すもの、と細かく分化したと同時に、レコード業界のシステム化も極まり、ロックのレコードを買うことが自らの意思表示になるという、いわば政治的行動も消費される状況に陥ってしまいました。

そんななか、ロック本来のアウトサイド指標の音楽を目指したのがパンクでした。パンクの特徴は、演奏のへたくそさ、暴力性、反権威という態度への世間からの非難を、自らの正当性として受け止める一方で、反差別・反戦といったロック本来の「誠実さ」も併せ持っていたことです。パンクの登場により、ロックは本来の正当性を復活させたといえるでしょう。特に表題曲を歌うThe Clashは卓越した政治的なメッセージも評価され、ロックの歴史を塗り替えたバンドです。イギリスから始まったパンクムーヴメントの勢いを、この曲からは感じます。



The Clash のジョー・ストラマー

★編集後記★ 突然ですが、HuRPの事務所が、池袋に引っ越すことになりました。建物の老朽化が主な理由です。下記の西神田事務所とは、今月いっぱいでお別れとなります。引っ越しのための片づけは、HuRPのこれまでの活動、お世話になった方々をひととおり思い出しながらの作業となりました（だからはかどらない…）。HuRP出版というあらたな可能性を得て、2012年も元気に活動していきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

なお、次回通信で、新しい住所と電話番号等をご案内します。メールアドレスに変更はありません。

特定非営利活動法人「人権・平和国際情報センター」（HuRP：ハーブ）

Human Rights and Peace Information Center Japan (HuRP)

〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-7-6 川合ビル 41 号室

TEL/FAX 03-3234-3231 e-mail hurp@hurp.info HP <http://www.hurp.info/>